

図書館における個人情報・プライバシーの保護

慶應義塾大学 総合政策学部 教授
新保 史生

慶應義塾大学 総合政策学部 教授

新保 史生 (シンポ フミオ)



- 専門：憲法、情報法、ロボット法
- 情報法制学会代表
- 憲法学会常務理事
- 情報通信学会理事
- 法とコンピュータ学会理事
- 情報ネットワーク法学会「ロボット法研究会」主査
- 総務省情報通信政策研究所特別研究員
- 経済協力開発機構 (OECD) デジタル経済セキュリティ・プライバシー部会 (SPDE)副議長(2009-2016)
- 個人情報保護委員会専門委員 (2018-2023)

コンピュータ処理の進展 (1980年代)

- OECD「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告(8原則)」(1980年:2013年改正)
- 欧州評議会「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約」第108号(1981年)
- 日本「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(1988年)

インターネットの発展 (1990年代)

- EUデータ保護指令(Data Protection Directive 95)」(1998年)

SNSやスマートフォンの普及 (2000年代)

- 日本「個人情報の保護に関する法律」(2003年)

AIの進化(第三次AIブーム) (2010年以降)

- EU「GDPR(一般データ保護規則)」(2016年)

AI、IoT、5Gの普及 (2020年以降)

- EU「AI規則提案」(2021年4月)

サイバー・フィジカル・システム(Cyber Physical System)の発展

- サイバネティック・アバターの研究開発及び社会的受容に向けた研究
- 生成AIをはじめとするAIの実用化

個人情報保護法の変遷

2003年 個人情報保護法制定（2005年全面施行）

2015年 個人情報保護法改正

- 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）」
 - 2015年9月3日成立、9月9日公布
 - 2016年1月1日一部施行、2017年5月30日に全面施行

2020年 個人情報保護法改正（令和2年改正）

- 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第48号）」
 - 2020年6月5日成立、6月12日公布
 - 個人情報保護法の3年ごと見直しとしての2020年法改正（2015年改正個人情報保護法附則第12条第3項に3年ごとに検討を行うことを定める規定新設後最初の法改正）
 - 2022年4月1日施行（法定刑引上げ：2020年12月12日、第三者提供経過措置：2021年10月1日）

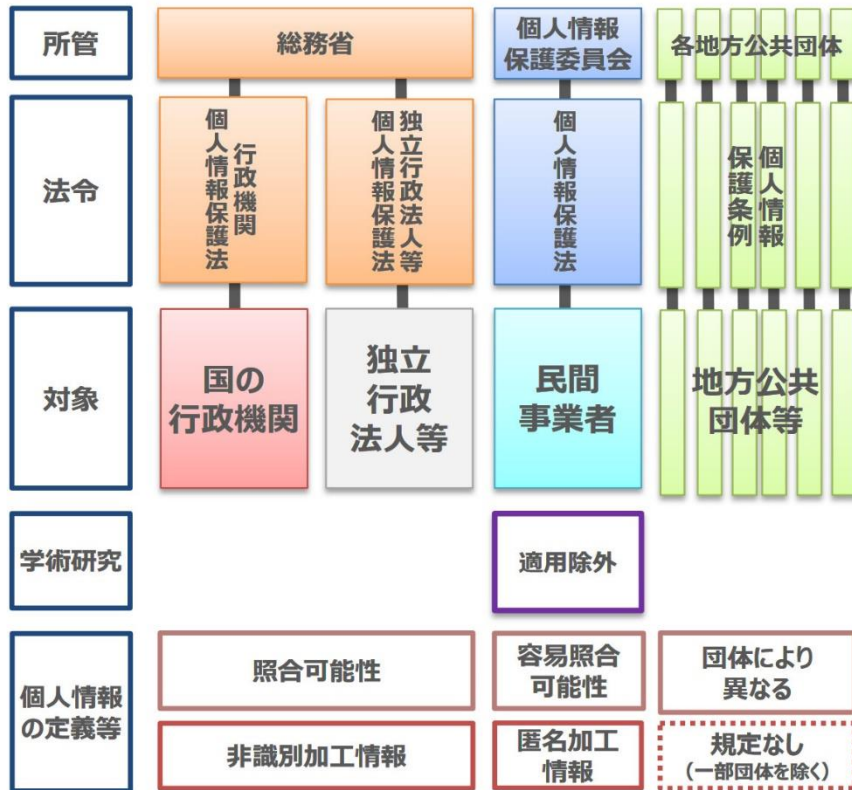
2021年 三法統合個人情報保護法改正（令和3年改正）

- 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第28号）
 - 2021年5月12日成立、5月19日公布
 - 2022年4月1日施行（第三者提供経過措置：2022年4月1日、地方関係：2023年4月1日）

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約するとともに、学術研究分野における個人情報保護の規律の見直しを行うことが目的

令和三年の法改正は、官民を通じた個人情報保護制度の見直しを図ることを目的とした改正

国や地方のデジタル業務改革の推進に伴い、公的部門で取り扱うデータの質的及び量的な増大が不可避であることに対応するため、次の2点からなる我が国の個人情報保護制度の法体系の大幅な構造転換が行われた。

- (1) 独立行政委員会である個人情報保護委員会が、民間部門に加え、公的部門における個人情報の取扱いも一元的に監視監督する体制を確立
- (2) 活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法令による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正

令和三年改正個人情報保護法の改正趣旨

(1) **行政機関**の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び**独立行政法人**の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)を法に統合し、定義や基本概念については**民間事業者に対する規律に統一化**しつつ、全体の所管を委員会に一元化

(2) **地方公共団体の個人情報保護制度**についても、従来は個別の条例で規律されていたものを、統合後の法に基づく全国共通ルールとして、**行政機関及び独立行政法人に対して新たに適用されるものと同様の規律を適用**し、地方公共団体に対する規律についても、解釈運用・監視監督を委員会が一元的に担う仕組みを整備(令和5年施行)。

(3) 法律の統合に際し、2020年の法改正で整備された規律を含む民間事業者に対する規律を参考に、行政機関及び独立行政法人に対する規律を充実化するとともに、引き続き公的機関等として確保すべき権利保護の仕組みは維持

(4) **医療分野や学術分野に係る公的機関に対して適用される規律**は、官民連携による社会課題の解決の必要性を踏まえ、規律の不均衡の是正による円滑な官民連携の実現のために、**民間事業者に対する規律に統一**

学術研究機関に関する義務規定の一律適用除外は廃止

2005年(平成17年)に個人情報保護法が施行されてから、報道、著述、宗教、政治、学術研究を目的としてそれらの組織が個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱事業者の義務が適用されない適用除外規定が定められてきた

令和三年の法改正により、学術研究機関に関する義務規定の一律適用除外は廃止

私立大学では、これまで本人の同意を得ずに個人情報を取り扱っていた手続きについて、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律のうち、学術研究機関が学術研究目的で取り扱う必要がある場合について、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限って、**事前の本人同意が必要ない例外規定**が適用される

- ① 利用目的変更の制限に関するもの
 - (法第18条第3項第5号及び第6号)
- ② 要配慮個人情報の取得の制限に関するもの
 - (法第20条第2項第5号及び第6号)
- ③ 個人データの第三者提供の制限に関するもの
 - (法第27条第1項第6号及び第7号)
- 個人の権利利益を侵害するおそれがある場合は本人の同意を得なければならない

個人情報保護法第18条第3項第5号

- **学術研究機関等が個人情報**を学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む。）であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、法第18条第1項又は第2項（利用目的による制限）の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

個人情報保護法第18条第3項第6号

- **個人情報取扱事業者が、学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合**（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は、法第18条第1項又は第2項（利用目的による制限）の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

個人情報保護法第20条第2項第5号

- 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む。）であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

個人情報保護法第20条第2項第6号

- 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があり、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

個人情報保護法第27条第1項第5号

- 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。

個人情報保護法第27条第1項第6号

- 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と共同して学術研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問わない）に当該個人データを学術研究目的で提供する場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。

個人情報保護法第27条第1項第7号

- 学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、当該学術研究機関等に対する個人データの第三者提供に当たって、提供する個人情報取扱事業者は、本人の同意を取得する必要がない。

個人情報の取扱い

- 利用目的の特定(法第17条)
- 不適正な利用の禁止(法第19条)
- 適正な取得(法第20条第1項)
- 利用目的の通知(法第21条)

個人データの取扱い

- データ内容の正確性の確保(法第22条)
- 個人データの安全管理措置に係る規律(法第23条から第26条)

保有個人データの取扱い

- 保有個人データの開示、訂正及び利用停止の請求に係る規律(法第33条から第40条)

仮名加工情報取扱事業者の義務(法第4章第3節)

匿名加工情報取扱事業者の義務(法第4章第4節)

民間団体による個人情報の保護の推進に係る規定(法第4章第5節)

図書館と個人情報保護

		行政	独立行政法人等	個人情報取扱事業者	地方公共団体
国立国会図書館	行政機関内	支部図書館 行政官公庁図書室		公共図書館 図書館法第2条 第2項に定める 私立図書館	都道府県立 図書館 市区町村立 図書館
			国立大学附属 図書館	大学・学校図書館 私立大学図書館 私立学校図書館	公立大学図書館 公立学校図書館
私設図書館	裁判所図書館		その他の 国立学校図書館	専門図書館 企業内の図書館 民間団体の図書館	議会図書館
			調査・研究機関内の図書館		

どちらが大切？ ? ?

生命

身体

財産

>

or

=

or

<

個人情報

利用者情報

- 図書館利用者の氏名、住所、生年月日等の特定の個人を識別できる、図書館利用者の個人情報

利用情報(記録)

- 図書館への入退館記録、貸出記録、閲覧及び複写サービスの申込記録、レファレンスの申込み及び問い合わせ内容、資料の検索記録、ネットワーク利用記録などの情報

個人情報関係資料

- 個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成されている資料や情報

図書館職員等の個人情報

- 図書館に所属する職員及び図書館における個人情報の取扱いに従事する者に関する個人情報

- 図書館が直接書面で取得する個人情報の例
 - 利用登録
 - 貸出記録
 - その他の図書館サービスの利用に係る各種申込記録

- 図書館が間接取得する個人情報の例
 - 施設利用記録
 - 来館記録
 - 館内における行動記録(防犯カメラ等)
 - 参考業務において本人から問い合わせを受けた内容
 - 忘れ物や落とし物の連絡
 - 図書館の「業務」において利用する名簿

図書館における「貸出記録」と「貸出履歴」という用語

- 両者は明確に区別して用いられているわけではない

貸出記録

- 図書館資料の貸出、返却、督促、予約業務において用いられる情報
- 利用者に資料が貸出される際に記録される、①対象資料、②利用者、③返却期限に関する記録

過去の紙による記録方法

- 図書の裏表紙の内側などに貼付されるブックポケットに収納されるブックカードに記録する「ニューアーク式」
- 貸出券・ブックカード・返却期限票から構成される「ブラウン方式」など

図書館における電子化への取り組み

- 1961年に米国の連邦議会図書館が図書館機械化の検討を行い、磁気テープに記録するMARC(Machine-Readable Cataloging)が開発され1969年から書誌情報のフォーマットの頒布が開始されたのが端緒
- コンピュータの普及により図書館の貸出業務も紙ではなく「データ」として「履歴」が記録されるようになる
- 図書館システムの高度化、オンライン蔵書目録検索システム(OPAC)の整備、館内のパソコンの利用・閲覧履歴などの記録、電子図書館・電子書籍貸出サービスの履歴などにおいては、検索や利用「履歴」が「記録」される環境が整っている

1980年代に貸出業務で電算処理が導入されるに伴い、日本図書館協会(JLA)が「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報保護に関する基準」(1984年5月25日社団法人日本図書館協会総会議決)を公表

- 「貸出記録は、資料が返却されたらできるだけすみやかに消去しなければならない。」と定めている。
- この基準に従い、特に公立図書館では貸出記録を保存しない方針の図書館が多い。

大学図書館については、公立図書館とは異なり、大半の大学図書館は資料返却後も貸出記録を保存している。

貸出記録を履歴保存することに伴うプライバシーをめぐる議論

- ①基本的人権としてのプライバシーの権利保障
- ②プライバシー保護と図書館の運営及び財産保護の両立の問題
- ③個人情報 of 適正な取扱いと保護

議論の傾向

- 貸出履歴の保存をめぐる問題を人権としてのプライバシーの権利保障の視点からのみ議論する傾向があることは否めない。
- その結果、貸出履歴の保存自体がプライバシーの権利侵害にあたるかのような極端な貸出履歴プライバシー侵害論が繰り返される要因にもなっている。

過 剩 反 応


過 小 評 価

萎 縮 効 果

個人情報保護とプライバシー保護

個人情報保護に関する法令
の誤った解釈に基づく過剰反応

個人情報保護に関する法令の
義務規定の不十分な理解に基づく萎縮効果



プライバシー保護と個人情報保護

個人情報

公知（公開）の情報

氏名 性別
住所 生年月日

法令等に基づいて公開される場合がある
例：住民基本台帳

領域
公の場

非公知

職業 所得
健康状態
学歴 趣味

社会生活上必要に応じて取得される場合がある

位置情報

要配慮

人種 信条
社会的身分
病歴
犯罪経歴
犯罪被害事実

原則取得禁止
原則：本人同意に基づく取得
例外：法令に基づく場合、生命・身体・財産保護、公衆衛生、公的事務

私生活

個人の自律

プライバシー

①法律の定める手続に従った個人情報の取扱い

②大部分の手続はマニュアル化が可能

③個人情報の取扱手続を適切に理解していない場合に、保護法違反による取扱いの発生や、過度の個人情報取扱手続の整備によって業務への支障が生ずる可能性がある

- 公知・非公知の情報に関係なく、個人情報保護法の定める手続に基づく個人情報の取扱いについて検討を行うこと

① ケースバイケースで個人のプライバシー保護に必要な対応が異なるため、個別に検討し対応のあり方については判例なども参考に個別に判断が必要

② 一定の範囲まではマニュアル化できる場合もあるがマニュアル化ができない部分が多い

③ 判断基準に曖昧な部分が多いためプライバシー保護への萎縮効果や過剰反応が生じやすい

- 特定の情報を他人に「知られないようにする」対応のあり方の検討を行うこと

① 基本理念の策定

② 法令遵守のための対応の検討

個人情報保護法を遵守するための手続

③ 権利保障のための対応の検討

プライバシーの権利の保障

■ 図書館におけるプライバシー保護の方法

□ 便宜上、以下の方法に分類

- 「見えないようにする」
- 「聞こえないようにする」
- 「言わないようにする」

□ 「領域」「情報」「自律」の保護のためにどのように組み合わせるとどのような対応をするかによってプライバシー保護への配慮は決まる

■ 「領域」の保護への配慮

- 利用者が何らかの図書館サービスを利用するにあたって、自らのプライバシーを保護するための「領域」を確保すること
 - 単に、個人用のブースを設けるといった対応だけでなく、他人に「見え・聞こえ」ないようにするといった配慮を総合的に検討することが必要となる

■ 「情報」の保護への配慮

- 図書館が保有する個人情報の適正な取扱いを行うこと
 - みだりに「見える・聞こえる・言う」ことは問題となるが、法律の定める手続に基づいて「見・聞か・言わ」ないと図書館サービスを提供することはできないため、いかに適正に利用するかが問題となる

■ 「自律」の保護への配慮

- 個人が自らの意思に基づいて自らの行動を決定するにあたって外部からの干渉を受けない自由を保障すること
- 秘密の保護と自由の保護は表裏一体のものであって、秘密を保護することによって結果的に個人の自律(自由)も保障される
- 図書館の自由は、秘密の保護の上によって成り立っていることは自律の保障からみても明らかであるから、個人の自律の保護のために秘密にしておくことが求められる情報は、「見・聞き・言う」ことは禁止されなければならない